

事 務 連 絡

平成20年4月16日

各都道府県建築主管課長 殿

国土交通省住宅局建築指導課建築安全調査室

課長補佐 楠田 勝彦

建築物等に係る事故防止のための対応等の運用について

「建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について」(平成17年3月31日付国住指第3278号。以下「17年通知」という。)の運用については、『建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について』の運用について」(同日付事務連絡。以下「17年事務連絡」という。)により対応をお願いしているところですが、今般、「建築物、遊戯施設等の安全確保対策について」(平成20年4月11日付国住指第192号。以下「20年通知」という。)により事故情報の収集等の対応の見直しが図られたことを踏まえ、17年事務連絡で示した想定される運用について、下記のとおり改めますので、執務の参考として下さい。

なお、この旨、貴都道府県内の特定行政庁あてご周知頂くようお願いします。

記

1. (略)

2. 国土交通省への情報提供の対象となる事故の範囲について

国土交通省への事故情報の提供の対象となる事故の範囲については、17年通知2.(2)に示すとおりであり、同通知の想定している事故については、17年事務連絡(2)で示していたところですが、今般、表現の明確化を図るため、同通知の想定する事故は、不特定又は多数の者が利用する建築物等において発生した事故で、次のいずれかに該当するものとします。

- ・ 人身事故のうち、1名以上が重傷又は死亡した事故。又はそれらに該当していることが確定する前であっても、該当するおそれが高いもの。
- ・ その他の人身事故で、報道が広範囲又は複数回にわたってなされるなど、社会的影響が大きいと認められるもの。

また、これらに該当しない場合でも、国土交通省から、事故の状況等について情報提供いただくようお願いする場合がありますので、対応方よろしくお願いします。

3. (略)